

Washington Laws Around Child Abuse and Neglect (ワシントン州の児童虐待とネグレクトに関する法律)



この文書は児童の虐待とネグレクトに関するワシントン州の重要な法律に関する教育を提供することを目的としており、Revised Code of Washington (ワシントン州修正法典、RCW) およびWashington Administrative Code (ワシントン州行政法典、WAC) を参照しています。

身体的な躰は問題ないのでしょうか？

はい、合理的かつ適度な児童に対する身体的な躰は、親、教師、または保護者が児童を制止したり矯正したりする目的である場合、虐待や違法行為とはみなされません。身体的危害が合理的または適度であるかどうかを判断するにあたっては児童の年齢、体格、状態、加えられた傷害の部位が考慮されます。その他の要因としては、児童の発達レベルや児童の非行内容などが考えられます。児童を罰する必要があるという親の信念は、児童に対する過剰、過度、不合理な力の行使を正当化するものでも、認めるものでもありません。他のいかなる人物による児童への力の行使も、それが合理的かつ適度なもので、児童を抑制または矯正する目的により、児童の親または保護者が事前に許可したものでない限りはすべて違法と見なされます。

- RCW 9A.16.100: <https://apps.leg.wa.gov/RCW/default.aspx?cite=9A.16.100>
- WAC 110-30-0030: <https://apps.leg.wa.gov/WAC/default.aspx?cite=9A.16.100>

身体的虐待とみなされる過度の、または理不尽な身体への懲罰とは何ですか？

身体的虐待とは児童の健康、福祉、安全に害を及ぼすような身体的傷害または身体的虐待を故意的に児童に与えることを意味します。これには以下のような行為が含まれますが、これらに限定されるものではありません：

- (a) 児童を投げる、蹴る、火傷させる、切りつける
- (b) 拳で児童を殴る
- (c) 3歳未満の児童の体を大きく揺さぶる
- (d) 児童の呼吸を妨げる
- (e) 児童を凶器で脅す
- (f) その他には一過性の痛みや一時的な軽微な傷跡以上の身体的危害を引き起こす行為や、児童の健康、福祉、安全を害する行為が含まれます。

- RCW 9A.16.100: <https://apps.leg.wa.gov/RCW/default.aspx?cite=9A.16.100>
- WAC 110-30-0030: <https://apps.leg.wa.gov/WAC/default.aspx?cite=110-30-0030>

性的虐待とは何ですか？

性的虐待とは刑法に規定されている児童に対する性的犯罪を犯すこと、または児童に性的犯罪を犯すことを認める行為を意味しています。児童の性的またはその他の親密な部位に、直接または衣服を通して故意に触れること、あるいは児童に触れた者、児童または第三者の性的欲求を満たす目的で、児童が他者の性的またはその他の親密な部位に触れることを、許可、許容、強制、奨励、幫助、またはその他の方法で行わせること。児童の親または保護者から児童の保育を行う権限を与えられた者や、児童のために医療上認められたサービスを提供する者は、衛生、保育、医療または診断を提供する目的により、児童の性的またはその他の親密な部分に触れることが認められています。

- WAC 110-30-0030: <https://apps.leg.wa.gov/WAC/default.aspx?cite=110-30-0030>





性的搾取とは何ですか？

法律で定義されている通り、性的搾取には性的人身売買および商業的性的搾取が含まれますが、これらに限定されるものではありません。児童が以下の1つ以上に参加することを許可、強制、奨励、幫助、またはその他の方法で引き起こすような場合はそれらも含まれます：

- (a) 性行為の対価として金銭を授受した場合の性的行為
- (b) 性的に露骨な行為やわいせつな行為、またはポルノ的な行為を写真撮影、動画撮影、電子的に複製、送信する行為
- (c) ライブパフォーマンスの一環として、他人の利益もしくは性的満足のために行われる性的に露骨なわいせつ行為

WAC 110-30-0030: <https://apps.leg.wa.gov/WAC/default.aspx?cite=110-30-0030>

短時間であつたら、児童を性犯罪者と二人きりにしても大丈夫ですか？

性犯罪者に児童を預けることは、裁判所がその犯罪者が監視なしで児童と接触することを許可する命令を下した場合や裁判所、department of corrections (矯正局)、department of social and health services (社会保健サービス局) が局の方針に従って承認した家族再統合計画の下で、その犯罪者が監視なしで当該児童と接触することを許可された場合を除き軽犯罪と見なされます。

児童の親権者または監護者でない他の者に児童を監護させた場合、その者は性犯罪者に児童を放置した罪で有罪となります。(a) 児童の親である場合、(b) 児童の身体的監護を任されている場合、または(c) 児童に基本的な生活必需品を与えるために雇用されている者が、児童に対する性犯罪を理由に、その者が本州の法律、または同様の要件を持つ他の司法管轄区の法律や条例に基づき、性犯罪者として登録されている、または登録が義務付けられていることを知りながら、児童の親、保護者、または合法的な監護者ではない他の者に児童を預け、または監護させた場合。

RCW 9A.42.110: <https://apps.leg.wa.gov/RCW/default.aspx?cite=9A.42.110>

怠惰な扱い (ネグリジェント・トリートメント) や不適切な養育 (マルトリートメント) とは何ですか？

怠惰な扱いや不適切な養育とは児童の親、法的監護者、保護者、養育者の側において、児童に対する深刻な無視や児童の健康、福祉、安全に対する明白かつ危険を生じさせるような行為や不作為の累積的影響を意味しています。

- (a) 明白な危険が存在するかどうかを検討する際には、それらの一因となる親の薬物乱用の証拠を重視しなければなりません。
- (b) 兄弟や姉妹が寝室を共有していること自体は、怠惰な扱いや不適切な養育とは見なされません。
- (c) 貧困、安定した安全な住まいや居場所がないこと、児童以外の誰かにより家庭内暴力を受けること、それ自体が怠惰な扱いや不適切な養育を構成するものではありません。
- (d) 児童の健康、福祉、安全に対する明白な危険が生じるような状況にある場合でも、児童が実際の損害や身体的・精神的危害を被る必要はありません。
- (e) 怠惰な扱いや不適切な養育には以下の1つ以上が含まれるが、これらに限定されるものではありません：
 - (i) 児童の健康、福祉、安全のために必要な適切な食事、住居、衣服、指導、健康管理を提供せず、その結果児童の健康、福祉、安全に対する明白な身の危険が生じた場合
 - (ii) 児童の身体的、感情的、認知的発達に傷害を与える、または与える危険性をもたらす行為や不作為により児童の健康、福祉、安全に対する明白かつ身の危険が生じた場合
 - (iii) 児童の身体的、精神的、または発達上のニーズを満たすための、親または保護者による行動、言動、または不作為による累積的影響で児童に対する深刻な無関心が、児童の健康、福祉、または安全に対する明白かつ危険を生じさせるもの
 - (iv) 保護者が基本的な保護者としての機能、義務、責務を果たさず、児童の身体的、感情的、認知的発達に害を与えたり、実質的な害の危険を生じさせたりする慢性的な不履行がもたらされる場合

WAC 110-30-0030: <https://apps.leg.wa.gov/WAC/default.aspx?cite=110-30-0030>